

令和8年度 学校経営方針

枚方市立西牧野小学校

1. 本年度の学校経営方針

日本国憲法、教育基本法および関係諸法規に則り、知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康・体力)の調和のとれた生きる力を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を行う。

2. スクールミッション

【めざす学校像】

- ①児童一人ひとりの可能性を伸ばし、自信を持たせる活力ある学校
- ②思いやりや協働の心に満ち、安心・安全に過ごせる学校
- ③保護者・地域の信頼に応える開かれた学校

【めざす教職員像】

- ・子ども一人ひとりを大切に、よさを引き出す教職員
- ・いじめや不正を許さない人権意識・高い倫理観をもった子どもたちから信頼される人間的な魅力ある教職員
- ・教育への夢と自己変革を求め、研究・研修に励み、学び続ける意欲のある教職員

学校教育目標 **目の前にいる子どもと向き合う**

「自己実現」…自分のよさに気づく(自己理解) **対自分**

「協働」…集団生活の中で自分の役割を担う **対他者**

【めざす子ども像】

- ・自ら考え行動できる子ども (夢や志をもって主体的・協働的に学び、行動できる力)
- ・心豊かなで思いやりのある子ども (違いを認め合い、自分も他者も大切にする心)
- ・たくましくねばり強い子ども (何事にも自分が納得するまで取り組む姿勢)

・互いに学びあい、高めあえる児童と教職員

・互いを支えあい、認めあえる児童と教職員

3. 10のポリシー（重点項目）

1. 思考力を育む授業を大切にします

解を教わり暗記する授業から、考え方を学ぶ授業へ。学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、一人ひとりの思考の過程を重要視し、「何故そう考えるのか」に気づかせる授業を実践していきます。

2. 仲間と協働して課題を解決する過程を大切にします

各教科・領域等において仲間と対話することにより、もう一度自分の考え方を見直したり、仲間の意見から新しい考え方に気づかせたりする場面を設定します。また、話し合い等により納得解や最適解を探る経験を積ませていきます。

3. 「？」に答えるだけでなく、「？」をうみだす力を育みます

与えられた問題に答えるだけでなく、自ら興味をもって日常生活や各教科の学習に取り組むことができよう、児童の「なぜ？」を大切にします。その手段の一つとして、発達段階に合わせて自学自習ノートのさらなる充実を図ります。

4. キャリア教育を充実させ、非認知能力の育成に継続的・系統的に取り組めます

日々の教育活動の中で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ね、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てます。

5. 「個別最適な学び」と「ともに学び、ともに育つ」の理念の両立をめざします

支援教育の充実を図るため、個に応じた学びの時間、学び方、学びの場所等を丁寧に検討します。また、市教委が提供する教育ソフトを活用して「個別の教育支援計画」の更なる充実を図り、家庭と連携してその活用を推進します。

6. 集団生活のマナーやきまりを身につける取組をすすめます

自分だけではなく、みんなが気持ちよく過ごせる集団生活のあり方について、個および集団に対して指導・支援します。また、発達段階により、理解に時間や落ち着いた環境を要する場合はご家庭の協力を得ながら対応することもあります。

7. 違いを認め合う豊かな心を育みます

教育活動全般を通じて、他者との考えや特性の「違い」を本来あるものとして捉え、排除ではなく共生していこうとする心を育みます。ダイバーシティ&インクルージョン(Diversity & Inclusion)の考え方の基礎を養います。

8. いじめや差別を絶対に許さない倫理観を育みます

学校が児童にとって安心安全に過ごせる場所であるよう、日常からいじめや差別の「小さな芽」を見逃さない人権感覚を養い、すべての教育活動を通して啓発していきます。他者の心情に寄り添える思いやりの心を育みます。

9. 健康でたくましい体を育もうとする姿勢を育みます

地域や家庭と連携し、あいさつ運動を推進するとともに、積極的に体を動かそうとする姿勢を育みます。また、家庭における睡眠時間や運動習慣、食育等についても定期的に情報発信し、協力を求めます。

10. 地域と共に歩む学校としてコミュニティ・スクールの取組を推進します

校区コミュニティ等と連携しながら、学校・家庭・地域が一体となって、児童が育つ環境を整えます。また、学校運営協議会を開催し、外部からの意見も参考にしながら、教育活動や教育環境の改善に取り組みます。

以上、10のポリシーについては、学校全体で組織的に取り組んでいきます。また、それぞれのポリシーの主担部では、年間を通じて具体的方策やその効果、課題の検証を行い、改善に努めます。

4. 学校園運営組織の確立について

- (1) 基本的な教育方針を明確に定め、学校経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立すること。
- (2) 企画委員会等を中心とした学校運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。
- (3) 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。
- (4) 「教職員の評価・育成システム」により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図る。

- (5) 学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進める。
- (6) 学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりに努める。
- (7) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用し、協議会形式で学校評議員等から提言や評価を受け、評価結果を公表し、教育活動等の自律的・継続的な改善を行う。
- (8) 義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけ、教職員の合同研修や行事等での積極的な交流活動等を活性化し、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小の円滑な接続を図る。
- (9) 教育情報の作成・保管・保存については「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて行う。
- (10) 保護者・地域の教育に対する信頼と教職員に対する信用を高めるため、服務規律を徹底する。
- (11) 仕事と生活の調和の実現に向けた支援、教職員の働き方への意識改革を推進し、長時間勤務の縮減を図る。
- (12) 日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって組織マネジメントに参画する組織風土を醸成する。
- (13) 校務分掌の見直しや教職員の事務軽減等の取組を推進し、機能的な学校運営を図る。
- (14) 模範となり得る実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものを、市教育委員会が行う優秀教職員表彰に積極的に推薦し、人材育成につなげる。
- (15) タブレット端末など ICT を活用した学習活動の充実と学力の育成を図る。

5. 学習指導について

- (1) 学習指導要領に則し、適正な教育課程を編成し、教育目標の実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てる。教育課程の実施においては、年間標準授業時数を確保し、行事の精選等を行うなど、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行う。
- (2) 「そろえる教育」から一人一人の「良さを伸ばす教育」への転換を図り、学びのスタイル(誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ)を子ども一人一人が自己決定できるようにする。
- (3) カリキュラム・マネジメントの推進のために、「カリキュラム・マネジメントの手引き」(令和3年3月 大阪府教育庁)や独立行政法人教職員支援機構の動画教材「校内研修シリーズ」等を活用する。
- (4) 他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させるために、社会や地域の課題の解

決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示を活用する。

(5) 校内研究において、外部の有識者を活用し、授業力向上、授業改善を図る。また、研究指定校の公開授業・研究協議会に積極的に参加し、その取組の成果を取り入れる。

(6) つけたい力を明確にした授業を行うため、単元計画の作成等を行いながら授業づくりを図る。

(7) 「全国学力・学習状況調査」すくすくウォッチ」等の結果から、児童の学力や学習状況等を把握・分析し、学力向上に向けた成果や課題を検証し、その改善を図る。

(8) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、校内研究体制の充実を図る。

(9) 言語能力の指導にあたっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行う。

(10) SDGsをはじめとした国際社会のめざすべき方向性や本市の社会課題に向き合い、その解決に向けて具体的な取組を行うことができるよう、教科等横断的に問題発見・解決能力を育成する。

(11) 授業公開等による授業研究を積極的に行う。

(12) 学習評価について、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図る。また、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直す。

(13) 学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学期末テスト等を実施する。

(14) 児童の学習意欲を向上させるものにするために、通知表と指導要録との整合性を図る。

(15) 学習規律について、「枚方スタンダード」に則り学習環境の充実を図り、児童の発達段階に応じた学習規律を確立する。

(16) 家庭学習の定着に向け、「家庭学習のてびき」の作成・実践、「自主学習ノートのすすめ」を活用した自主学習ノートの取組の充実等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組を推進する。

(17) 学習コンテンツを活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、1日の学びの連続性に重きを置いた取組を進めること。また、児童の自学自習力の育成に努めるとともに、「力だめしプリント」「単元確認プリント」「学習指導ツール」等の有効活用を図ること。

(18) 国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて整備した「1人1台端末」等、ICT環境が教育現場に不可欠なることを強く意識し、全ての教員が端末等を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の

向上に努める。その際、「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう! ICT20steps」や「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」を活用する。

(19) 目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解するとともに自らの情報活用について振り返りながら理解を深める授業を展開する。

(20) プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進に努める。

(21) 学習指導要領や「小学校プログラミング教育の手引き(第三版)」、「中学校技術・家庭科(技術分野)におけるプログラミング教育実践事例集」、「枚方版ICT教育モデル」等に基づき、発達段階に応じながら、体験を通じた「プログラミング的思考」を育むことや、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用した問題を解決しようとする態度を育むよう指導する。

(22) 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の利用による健康との関わりを理解することなど、児童の情報モラルの育成に努める。

(23) 情報教育推進ワーキングチームメンバーを選出し、メンバーを含めた推進チーム等を設置することで、ICT機器活用に向けた組織体制を構築し、学年会や学力向上委員会とも連携させながら、校内における組織的な情報教育の推進・普及に努める。

(24) 外国語(英語)教育については、学級担任が主体的に実施する授業や、英語科専科教員、NET(外国人英語教育指導助手)との効果的なチーム・ティーチングによる実践、英語専科教員による授業をすすめる。

小学校中学年では、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導し、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導する。

(25) 「総合的な学習の時間」については、探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見つけ、よりよく解決していく中で、自分の生き方を考えていくための資質・能力が育成できるよう横断的・総合的な学習を行う。タブレット端末を活用するなど情報活用能力も育成し、目標を達成する手段とする。

(24) 我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図ることの一環として、「わたしたちのまち枚方」を活用する。また、枚方市歌に愛着を感じるよう、さまざまな場面で親しむ機会を設ける。

(25) 諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養う。

(26) 「体育」では、児童の体力・運動能力を向上させるため、積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、

学校教育全体で創意工夫を凝らした体力づくりに取り組む。また、水泳指導においては、児童の個々の目標の達成に向けた指導の充実に努める。

(27) 国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導する。社会科において、国旗及び国歌の意義等について適切に指導する。

(28) 環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」との関連を図る。

(29) 実験・実習や体育の実技指導などにおいて、児童の安全確保及び安全管理に十分に配慮する。

(30) 体育活動においては、活動に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守すること、及び競技等を通して相手を尊重する情意面を育成する。

(31) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。

(32) 少人数学級編成による決め細やかな指導や、専科指導、交換授業、合同授業といった学級担任制の弾力化について、実施及び成果等の検証に努める。

6. 校内研究

研究テーマ：『一人ひとりの良さを伸ばし、自己決定できる教育の推進

～目の前にいる子どもたちを授業でどう育てるのか～』

令和8年度の研究教科も全教科で実施する。 講師：札幌国際大学 准教授 安井 政樹氏

①講師を招聘しての授業研究や授業公開(年間1回)、校内研修会を定期的に行い、指導法の工夫・改善を進め、指導力向上を図る。

②全教科の授業研究(年間3回(低・中・高)を行い、指導法の工夫・改善を進める。

③新学習指導要領を踏まえ、外国語活動・外国語の指導法の工夫・改善に努める。

④幼保こ小連携・小中連携を活用して、連携を図る(合同研修・公開研究授業参観・研究協議等)。

⑤ICT 機器を活用した授業の研究を進める。

7. 進路指導について

(1) 義務教育9年間の教育活動全体を通じて、「キャリアパスポート」等のポートフォリオ的な教材を活用し、キャリア教育を充実させる。

(2) 希望と安心をもって中学校に進学できるよう、中学校に関する情報を提供する。

8. 道徳教育について

- (1) 道徳科の指導方法については、道徳的諸価値を実現するための資質・能力を養うことができる①読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、②問題解決的な学習、③道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫して実践する。また、評価については、個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、数値評価ではなく、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をする。
- (2) 「道徳科」の授業公開を家庭や地域社会へ行う。
- (3) 保護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進める。
- (4) 府教育庁の「『特別の教科 道徳』実践事例集」を活用する。

9. 人権教育について

- (1) 人権教育の推進については、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう、人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。
- (2) すべての教職員が人権に関する知的理解や人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進める。
- (3) ハラスメントに関して、相談窓口の機能を充実する。
- (4) 共生社会をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。
- (5) 児童虐待の防止にあたっては、相談体制の充実を図るとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、気になる児童に対する家庭訪問を行う等、児童や保護者の状況把握に努め、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- (6) 虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市の子ども相談課へ速やかに通告または相談し、教育委員会へも報告する。通告後も、学校として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたと思われる児童が安心して学校生活を送れるよう教職員間での情報共有を行う。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図る。
- (7) ジェンダー平等の観点から、日常的に学校環境を点検するとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。
- (8) 性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した教育に努める。
- (9) 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実について、児童の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進する。
- (10) 平和教育の推進については、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせる。
- (11) 不適正な区域外(指定外)就学の防止・是正に積極的に努める。

10. 健康教育について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応については、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、大阪府教育委員会作成の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～子どもの安心・安全を確保し、子どもの学びを止めないために～(市町村学校園版)」、本市作成の「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参考に、学校園生活における様々な場面において感染症対策に努める。また、感染するリ

スクは誰にでもあるということを踏まえ、感染が確認された際に適切に対応できる体制を整える。

- (2) 大阪府教育庁が作成した「体育の授業がかわる!簡単プログラム」等の資料を参考に、児童の体力状況を把握した上で目標を設定し、その達成に向けた体力づくりの取組を推進する。
- (3) 個々の児童の心身の健康問題の解決に向けて、健康相談及び保健指導を充実させる。
- (4) 食育については、教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳、「総合的な学習の時間」等において推進する。
- (5) ICT等活用による「視力低下」「ドライアイ」「姿勢の悪化」「睡眠不足」等、児童の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の使用の仕方等について、学校と家庭が連携して取り組む。
- (6) 「学校環境衛生基準」に基づき、安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図る。
- (7) 学校給食実施においては、学校給食法第9条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努める。
- (8) 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた「マスクの着用」及び「手洗い等の手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する取組の重要性について、教職員が理解するだけでなく、児童にも理解させ、誰もが適切に対策を実施する。
- (9) 熱中症予防については、熱中症指数計等により環境温度の計測を行い「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応する。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に適切な処置を行う。

11. 特別活動・その他の教育活動について

- (1) 児童会活動などを通じ、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- (2) クラブ活動については、学校や地域の実態等を考慮し、児童の興味・関心を踏まえ計画し、適切な授業時数を充てる。
- (3) 入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。
- (4) 児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努める。

12. 教職員の服務について

- (1) 教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高める。
- (2) 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行う。また、授業を行う教員の評価は、授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行う。

13. 学校の業務改善について

- (1) 出退勤システムを活用し、在校等時間の適正な把握を行う。
- (2) 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進する。時間外勤務時間が月 80 時間を超える教職員は、産業医による面接指導の受診が必要となる。また、元気な教職員・学校づくりのために、メンタルヘルス相談等を積極的に活用し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高める。
- (3) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底する。
- (4) 教職員が児童に対する指導の時間をより一層確保する観点から、学校の業務改善を図る。

14. 教職員研修について

- (1) 初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、首席や指導教諭、初任期教職員指導コーディネーター等を活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努める。
- (2) 教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解し、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。
- (3) 1人1台タブレット端末等のICTを効果的に活用した授業づくりについて研究・研修を実施し、児童の資質・能力の向上に向けた授業改善の取組を、組織的に進める。
- (4) 校内研究・校内研修は、本校の課題を踏まえ、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。
- (5) 授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・研究協議会においては、授業マイスター、指導主事、教育推進プランナー等を効果的に活用し、研究を推進する。

15. 支援教育について

- (1) 障害のある児童の指導にあたっては、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会や、支援学級担任と通常の学級担任の連携など、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- (2) 通常の学級には発達障害等支援を必要とする児童が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図る。また、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある児童への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
- (3) 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、支援教育に対する専門性を高め、障害のある児童の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図る。また、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努める。
- (4) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実を努める。
- (5) 障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施する。
- (6) 支援学級において実施する特別な教育課程には、自立活動を編成し、各教科の目標や内容を発達段階に応じて他学年の教科の目標や内容に替える等、当該児童の実態に応じた教育課程の編成に努める。
- (7) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童の指導にあたっては、個別の教育支援計

画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。

- (8) 通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。

16. 学校園・家庭・地域の連携について

- (1) 学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、学校ホームページ・ブログ等を有効活用するなど積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、地域・保護者から信頼される学校園づくりをめざす。
- (2) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。
- (3) 学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、「地域とともにある学校づくり」または、「地域人材の積極的活用」を観点とした土曜日等を活用した授業や参観を、年1回以上実施し、土曜日における充実した学習機会を提供する。
- (4) 地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進する。
- (5) 中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信する。

17. 安全について

- (1) 学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担し、学校安全の推進体制を整える。
- (2) 発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- (3) 学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、児童の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携する。また、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の児童の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制を確立する。
- (4) 交通安全教室を、関係機関と連携して毎年継続して実施する。

18. 生徒指導について

- (1) 子どもが発する心のサインの可視化等を通じ、日ごろから児童の状況を把握し、組織として見逃さない体制を構築する。
- (2) 不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT 機器を活用するなど、児童とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図る。
- (3) 生徒指導主担者を中心とした機能的な生徒指導體制を整える。
- (4) 枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努める。
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・解消に努める。
- (6) 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、実践できるようにする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童や障害のある児童や外国にルーツのある児童等に対していじめがおこなわれることのないよう、特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者

との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(8) 児童会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進する。

(9) 正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用して教職員全体の共通認識を深め、体罰のない学校づくりを行う。

19. 教育環境の活用について

(1) 空調設備については、日常使用において必要以上に長時間使用しないこと、切り忘れを防止することを心掛け、また、適切な設定温度の確認などを常に行うことで、児童の環境意識を育てること。

(2) ICT機器を活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境の取組を推進する。

(3) ICT 機器を取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努める。

20. 学校図書館機能の充実について

(1) 読書センター機能の充実のため、発達段階に応じた読書環境づくりを進め、並行読書やビブリオバトルなどの読書活動に取り組み、読むことの習慣や読む力、考える力を育成するとともに読書習慣の確立を図る。

(2) 学習・情報センター機能の充実のため、各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけて、児童の情報活用能力の育成や主体的な学習活動の支援を図る。

(3) 学校司書の専門性を活かし、児童の実態に応じて、読書活動を推進し、学校図書館の効果的な活用に努める。図鑑や事典、新聞、電子書籍等多様な資料を整備するなど、学習において活用しやすい環境整備を推進する。

(4) 枚方市立図書館と連携しながら「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進する。

(5) 学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努める。

21. 社会教育と学校教育の連携について

(1) 自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、発達段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図る。その際、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用するよう努める。

(2) 地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成する。

(3) 特別史跡百済寺跡等の地域にある貴重な歴史文化遺産等を生かして、児童の郷土への歴史の理解を深める。

(4) 土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組みられる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図る。

22. 児童の放課後対策について

(1) 児童の安全確保、健全育成、自主性や社会性の育成などを図る観点から、留守家庭児童会室と放課後子ども教室を核とし、枚方子どもいきいき広場と放課後自習教室と連携・協働する総合型放課後事業実施にあたり、必要に応じて運営主体との連携・協力を図る。

※以上の内容は、枚方市教育委員会の「学校園の管理運営に関する指針」に基づいて作成しています。